

## 鳥取県告示第8号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年3月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年1月11日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

1 申請のあった年月日

平成20年1月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 和の輪

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

前村 隆司

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

八頭郡智頭町大字智頭 1795-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、利用される障害のある方に対して、その人の思いを尊重しながら、自立支援やサービスを行い、障害のある方を中心とする福祉の研究や事業を行うことにより、地域との連携、まちづくりの推進を図り、社会福祉に貢献することを目的とする。